労働大臣へ抗議

労基法改悪総評が撤回運動

政府は八月初旬に労働基準法の改悪を準備し、そのための臨時調査委員は労働法を知らないような人選、しかも日頃の言動から見て全くの保守系の人選ばかりである中央労働基準審議会を黙殺して一方的な改悪をつくろうというのであろう。

総評では労働基準法改悪反対闘争を秋季闘争の大きな柱として闘うことを常任幹事会で決定した事項について確認した。

1、労働大臣に対して抗議文を総評および各単産の機関決定にもとづいて手交する。

2、各調査委員に対して各単産の意向を的確にして個々に申入れる。

3、調査活動を強化し、殊に職場における基準法違反の事実をあげ、また施行の実体を的確にする。

これにより九月廿日午後一時から藤田議長、塩谷副議長をはじめ三役常幹が労働大臣に面会し、要旨次のような申入れ書を手交した。

申入書

労働基準法が明示する中央労働基準審議委員会に一片の相談もなく政府がこの度、労働基準法改正と銘打つてもうけた「臨時労働基準法調査委員会」のやり方は、何といつても一方的であり、悪意にみちた措置である。

このような悪意は、政府が政治的責任を回避し、政策の破綻を糊塗するため労働基準法の改悪を手始めとして、労働関係調整法、公共企業体等労働関係法、労働組合法等の改悪を、ひそかに企画しているところに端的にあらわれている。

総評は、政府が、このような労働基準法改悪の陰げんな意図を続ける限り、全労働者とともに闘うであろうことを明らかにし、今回の措置をすみやかに撤回するよう申し入れるものである。

一九五五年九月六日

日本労働組合総評議会
議長　藤田藤太郎

内閣総理大臣
鳩山一郎殿

労働大臣
西田隆男殿

労金ニュースカー登場

労働金庫の役割は年とともに大きく、その存在価値が高く評価され、いよいよ意義深いものとなつてきた。

昭和三十年度はさらにこの労金の働きを大衆に周知徹底させるために特に宣伝、啓蒙に意を注ぐとともにプランチ・バンキング・システム（支店銀行制度）を採用してより一層会員及び家族の人たちに対して窓口を拡大して活動することになつた。

この一翼を担つて登場したのが労金ニュースカーで、去る十三日三鉱労組本部にそのスマート左車体で御目見えした。

なお今年度の出資目標額を九千万円とし、預金目標額（除預託金）を十二億円としてその目標達成に推進することとなり、最近顕著にあらわれて来た労金の発展を好ましからんものとしてこれを阻む勢力に対決することとなつた。

試錐ヤグラが横倒

樺島、前原さん（本所）死亡

このヤグラが尊い命を海中に沈めた

十四日午前十一時十分ごろ港務所北岸壁で作業中の浮上式試錐やぐらが突然転倒、高さ二十三メートル、重さ二十一トンの同やぐらはあつという間に岸壁の方へ一度転倒し、その反動で先端から今度は海中に突込み、電気器具積込作業のためやぐらにのぼつていた十二人の作業員は鉄塔の上から岸壁や海中にほうり出され、死者二名、軽傷十名の被害が出た。

現場では直ちに対策本部をつくり潜水夫三名を動員して救助作業を行い、軽傷者は三川分院に直ちに収容したが、試錐工樺島隆行さん（四十三才）＝本所支部、市内三里町＝は救出後間もなく死亡、同支部建設大工前原幸雄さん（二十六才）＝市内白川町＝は海底で試錐やぐらの下敷きになつた模様で折からの霧雨の中で救出は困難をきわめ、潜水夫の海底捜査にもかかわらず遂にこの日は発見出来ず、翌十五日午前十時五分ごろ現場のやぐら附近から死体となつて浮上発見された。

このやぐらは海底のボーリングのため四つのブイの上にやぐらを組んだもので、この日トラックに積載されている電気器具をヤグラに横込中の変災でヤグラが転倒しこのトラックも圧し潰された。

なお変災の原因については現在組合でも厳重調査が進められている社葬は、樺島さんは澄信寺で十五日、前原さんは自宅で十七日それぞれしめやかに取り行われた。

敬弔

この度殉職された樺島隆行前原幸雄氏、並びに十七日逝去された仮屋秀良氏（三川）の霊に対し、謹しんで哀悼の意を表します。

三池炭鉱労働組合

晴れの二級免許

久保田氏（三作）の労苦実る

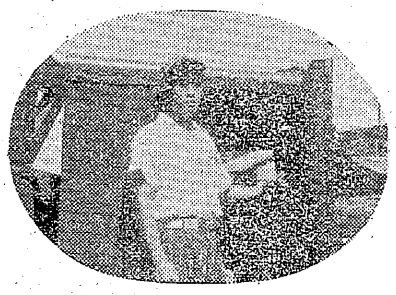

自動車整備二級免許者といえば、この広い大牟田にも数える程の人だそうだが、今度三作支部第二製罐工場内に働く久保田三夫さん（二十七才）も最近この資格を獲得、同氏の職場での人一倍の仕事熱心さと、今まで非常にその資格取得が困難とされていたのを見事獲得した努力が、同じ職場で働く人たちの間で祝福されており、一緒に働く自動車部の人たちの本紙への投書で明らかになつた。

この二級免許といえば、学力技術に優秀でなければ合格出来ぬとされており、受験資格も大学、専門学校卒業後三年間の経験がなければ受験資格がなくその他のものでは経験十年以上でなければ資格がないとされている。同氏のこれまでにコツコツと地味に働いた経験と努力が、今回の実を結んだものといえよう。

この種免許者の一級者は普通陸運局の検査官などがこれに該当し、二級者では同じく陸運局の検査主任となつており大牟田などではたいてい二級免許者は自動車整備工場の社長などに治まつている。

この久保田さんも当初から自動車関係に勤務し、最近まで会社の乗用者の運転などやつていたそうだが、乗用車の削減などと年長少者のために遠いて現在ではトラック関係に従事している。

職場での同氏に対する評判も非常によく、皆異口同音に「頭固目」だと評しており、同氏も「今後ともますますこの技術を活かして一生懸命頑張るつもりです」と口数少なく語つており、みんなから期待を持たれている。

なおこの二級免許があれば、普通車体検査はうけなくてたんに書類だけを陸運局にまわして書類検査で済ませることが出来ることになつている。

向陽クラブ優勝

荒尾市體育祭のソフト球

先月十日頃より取り行われている荒尾市主催市民体育祭は、秋晴れの日曜の十一日ソフトボール大会が緑ケ丘三中グランドで開催された。

この日の参加チームは市内各町内から選抜きの猛者ぞろい十六チームで、其の中三鉱労組地域チームは九チーム、他は一般チームで、優勝カップをめぐり熱戦が展開された。午前八時半から深草敬育長の開会の辞深溜（一般）若葉（地域）の対戦で奮闘の末27対8で若葉が敗退した。

準決勝は、四ツ山（緑ケ丘地域）9対大島（地域）13。向陽対楓町（地域三五才以上）二回戦で11対2と大きく開き、楓試合を放棄して昨年覇者四ツ山チーム向陽クラブの地域分会同士の激闘となり、5対1で向陽クラブが優勝した。試合終了五時、優勝カップの授与式があり幕を閉じた。

当日は地元緑ケ丘は勿論市内各町内から応援団をくり出し応援合戦も賑かであつた。

女子チームの対戦は同じく調整前広場で行なわれ紡績チームが若さとチームワークで優勝した。同十八日日曜は恒例の秋期緑ケ丘地域分会ソフトボール大会があるので熱戦が展開されることゝ期待される向陽クラブ主将石井安清氏（若葉）の話

この優勝は各分会の協力の賜で自分の町内を犠牲にして優れた選手を出して頂いたことに感謝しています、組合の団結がこの様な点にも発揮されたものと思われます。

連載漫画 NO33

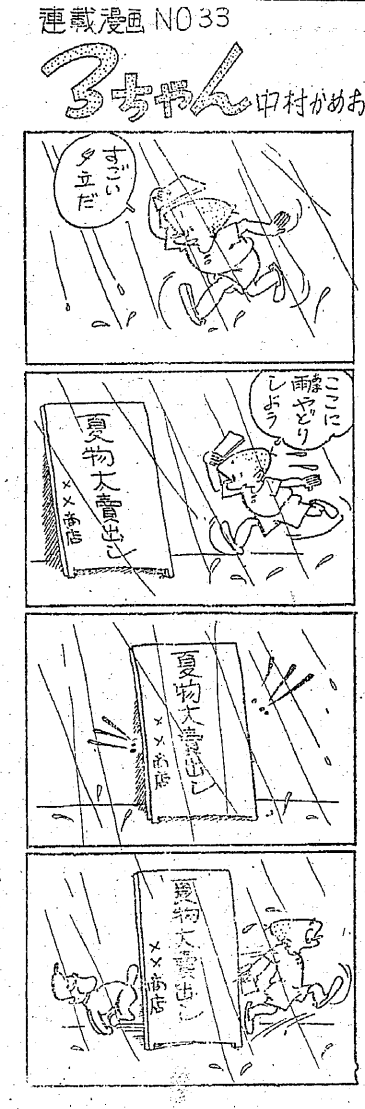

革商連〝マーク〟募集

去る十三日結成された革新商店連盟では、同連盟の〝マーク〟を左記の要領で募集しているが、大地評傘下各労組の組合員、家族の応募を歓迎し、募集についての協力方を要請している。

応募規定

一、色　二色又は三色
一、規格　自由（両用紙、葉書）
一、内容　大牟田地区革新商店連盟と一見してわかること
一、〆切　九月二十五日午後六時
郵送の場合は当日消印有効
一、応募資格　組合員及家族
一、審査　革新商店連盟役員
一、賞　一等二千円、二等一千円、三等五百円

〝詩のサークル〟結成

同好者の参加を切望

このほど「炭鉱地帯」の詩愛好者が中心になつて、詩のサークルを作ることになつた。このなかで、作品の批判や討論を行い、詩についての系統的な研究によつて新しい詩としての働く者の詩を育成して行くことに話がまとまり、その結成を兼ねて第一回の会合を持つことになつた。「炭鉱地帯」の会員は勿論、その他の同好者の積極的な参加を切望します。

日時　九月二十五日午後一時
場所　三鉱労組本部会議室

△映画△

「三四郎」

ひかえ目な初恋もの

熊本の高校を卒えて東大に入学した三四郎の成長が淡い恋にいろどられながら描かれる。

アカデミックな大学生活をつづけるうちに、広田先生、与四郎、野々宮、美弥子、よし子などを知り美弥子との淡い恋を通じて成長していく。女の前に出るとものも言えぬような気弱さで潔癖な彼が、はじめて心ひかれた女性にも意中をうちあけられずかえつて測り知れぬ女心に戸迷いながら別れていく初恋物語夏目そう石の作品はその映画化が難しいとされているが、この映画は努力のあとは見えるが失敗作と言わざるを得ない。万事がひかえ目な調子で現わされているが、ケバケバしく、無軌道なこのごろの恋愛映画とは違つた感じを与える笠智衆の好演が収穫。

キャスト

三四郎……山田真二
美弥子……八千草薫
広田先生……笠智衆
野々宮……上原謙
与次郎……江原達治

（21日から太陽館新世界）

解説

改正失業保険法について（二）

（給付日数）

第二十二条の二　今まで百八十日の一律支給であつたものが今回被保険者として雇用されていた期間の長短等に応じて失業保険金の給付日数に段階が設けられた。

イ、離職の日まで引き続き十年以上同一事業主に被保険者として雇用された者　二七〇日

ロ、離職の日まで引き続き五年以上十年未満同一事業主に被保険者として雇用された者　二一〇日

ハ、離職の日まで引き続き一年以上五年未満同一事業主に被保険者として雇用された者　一八〇日

二、離職の日まで引き続き同一事業主に被保険者として雇用された期間が一年未満であつて、離職の日以前一年間に被保険者期間が通算して十ケ月以上である者　一八〇日

ホ、離職の日まで引き続き同一事業主に被保険者として雇用された期間が一年未満であつて、離職の日以前一年間に被保険者期間が通算して六ケ月以上九ケ月以下である者　九〇日

（新設）

第二十二条の二　政府は失業の予防、就職の促進、その他被保険者及び被保険者であつた者の福祉の増進を図るため必要な施設を行うことができる別項の施設は被保険者であつた者の利用に支障がなく、かつその利益を害さない場合に限り、これらの者以外の者に利用させることができる。

説明

被保険者の失業の予防、被保険者であつた者又は受給資格者の就職の促進、その他これらの者の福祉の増進を図るため保険施設としての福祉施設を設置し得ることを定めた新設の規程である。福祉施設は一定の条件のもとに被保険者及び被保険者以外の者にも利用させることができる。

その他の改正点は事務手続き上の問題なので省略する。

（終）